

英語による外国人医師・看護師試験の実施、 海外の医師による遠隔診療の実施、 海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

- 1. 英語による外国人医師・看護師試験の実施**
- 2. 海外の医師による遠隔診療の実施**
- 3. 海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施**

1. 英語による外国人医師・看護師試験の実施

■ 実現したいサービス内容

外国人医師・看護師の活躍の場を増やし、外国人患者にとっては母国語で医療を受けられるとともに、日本人患者にとっても国内に居ながらにして外国人医師等による高度な医療を受けることができる環境をつくるため、外国人にとって高いハードルとなっている日本語での受験義務を課さず英語での受験を認める。

■ 課題

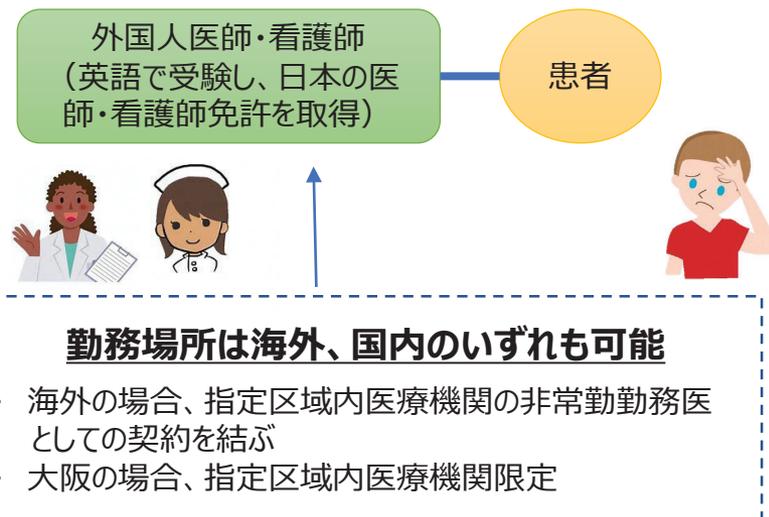
- ・ 日本語で診療を行うことが前提となっているため、外国人は、高い日本語力を示す必要がある。

■ 法規制の壁

- 外国人の医師・看護師国家試験受験手続
- ・ 書類審査（日本語能力試験N1等が要件）
 - 日本語診療能力調査を受験
 - 受験資格認定
 - 医師国家試験受験

■ 求める規制改革

- ・ **英語による国家試験を実施**
- ・ 診療にあたっては、英語の使用が想定されることから、日本語能力については関係者間でコミュニケーションをとるために必要なレベルの日本語能力で可とする



■ 効果

- ・ **外国人患者**：母国語で医療を受けられる
- ・ **日本人患者**：国内に居ながらにして、海外の医師による診療を受けられる

先端国際医療拠点としての基盤づくりに寄与

2. 海外の医師による遠隔診療の実施

3. 海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

■ 実現したいサービス内容

国内にいる患者が、オンラインで海外の医師による診療を受けることを可能にする。
主治医となる海外の医師は、日本国内では未承認薬も含め、処方を行うことができる。

■ 課題

- ・ 現在のオンライン診療は、医師と患者がともに国内にいることを前提としている。
- ・ 国内未承認薬を処方するためには、医師が個人輸入をする必要がある。

■ 法規制の壁

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

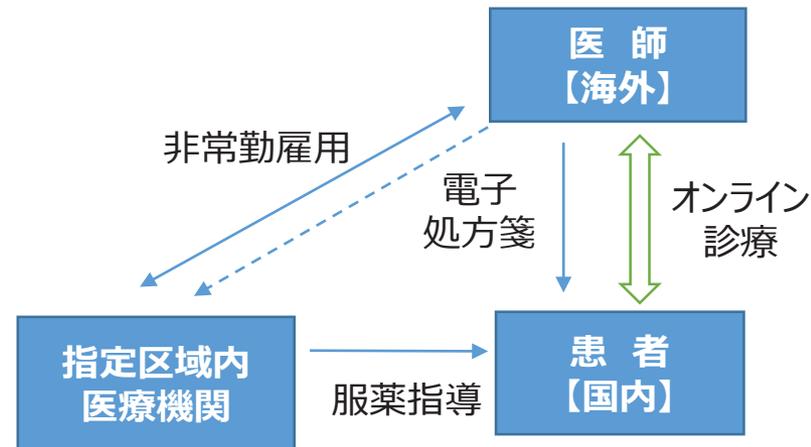
- ・ 対面診療が必要な場面を指定：初診、容体急変時、新たな疾患に罹患した場合
- ・ 容体急変時には、患者が容易にアクセスできる医療機関で対面診療を行う
- ・ 医師は医療機関に所属し、その所属を明らかにする

「医薬品輸入手続質疑応答集」

- ・ 医師が自身の患者に対して用いるために個人輸入することとされている

「医師法」「薬剤師法」

- ・ 医師は、患者等に処方箋を交付。薬剤師は、調剤済みの旨を記入、記名・押印又は署名し、保管しなければならない



■ 求める規制改革

- ・ 海外と国内を結んで行うオンライン診療を想定した指針の改定
- ・ 医療機関が医薬品の輸入手続きを行えるようにする
- ・ オンライン診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能

身近に国際先端医療を受けることができる環境を整備

1. 英語による外国人医師・看護師試験の実施

【詳細説明資料】

1. 英語による外国人医師・看護師試験の実施

目的

- 暮らしの重要な要素である医療の分野において、今後一層の増加が想定される外国人材の活躍の場を広げる。
- 患者が国内に居ながらにして海外の医師による医療にアクセスできる環境をつくる。

現状

- 医療には、日本語での高いコミュニケーション能力が必要とされ、外国人医師には高い日本語能力が求められることから、外国人医師の活躍の場は限られる。
- 二国間協定に基づいて活動する外国人医師は、日本人患者を診療することが認められていない。
- 大阪・関西に居住する外国人の割合はアジア系が多いことから、イギリス、アメリカ、フランス、シンガポールの4か国のみが対象となっている二国間協定の仕組みでは不十分。

対策

- **必ずしも日本語でのコミュニケーションが必要ではない診療場面を想定し、高い日本語能力を持たない外国人医師が活躍できるフィールドを広げる**

医師・看護師国家試験

現 状

○（医師国家試験の場合）外国において医学部を卒業した人、外国で医師免許を取得した人が日本で医師国家試験を受験するためには、受験資格の認定を受ける必要がある。

1) 書類審査

- ・ 外国医学校の修業年数を称する書類
- ・ 医学校卒業からの年数が10年以内であることを証する書類
- ・ 教育環境等を証する書類
- ・ 当該国の医師免許取得の有無を証する書類
- ・ 日本語能力を証する書類

（日本の中学校、高校を卒業していない者は、日本語能力試験N1の認定を受けていること）

2) 日本語診療能力調査

→ これらにパスした者が、医師国家試験受験資格の認定を受ける

規制改革提案

① 医師・看護師国家試験について、英語による実施区分を設ける。

- ・ 受験できるのは、外国の医学校を卒業した者又は外国で医師免許を取得した者で、下記の②に記載する基準により、医師国家試験受験資格認定を受けた者

② 医師・看護師国家試験の受験資格について、外国の学校を卒業した人および外国で医師・看護師免許を取得した人の認定に際して、次の2点の規制改革を提案する。

- 1) 書類審査のうち、日本語能力を証する書類をN2の認定を受けたことを証する書類とする。
- 2) 日本語診療能力調査（医師のみ）の受験を不要とする。

条件

- 英語による医師国家試験合格者の勤務は、次の2つのパターンに限定。
指定区域内医療機関に採用され、
 - ・ 当該医療機関内で常勤又は非常勤として勤務
 - ・ // の非常勤として海外で勤務

効果

- 医療に関する選択肢が広がる
- 外国人医師・看護師の活躍の場が広がる



国際医療モデル都市の実現

【大阪の優位性】

- ・ 大阪には、阪大をはじめとした高度医療機関があり、再生医療の拠点でもあり、また国際医療都市実現に向けた首長の決意も強い。
- ・ また、外国人医師・患者の受け入れ促進につながるホスピタリティや柔軟性など国際医療都市に必要な要素を備えている。
- ・ 既に多くのアジアからのインバウンドを受け入れている実績もあり、アジアの医療センター実現の可能性は高い。

【参考】 二国間協定について

制度概要

- イギリス、アメリカ、フランス、シンガポールの4か国の医師は、それぞれと日本が結んだ協定に基づき、英語による試験を受けて、一定の条件のもと日本の医師免許を取得することができる。
(条件) 日本国政府が認めた医療提供施設において医業を行うこと
日本の公的医療保険を利用しないこと 等
- **診療できるのは自国民に限定。**
➔ ただし、認定された国家戦略特区内においては、外国人一般を対象に診療を行うことができる。

今次提案において「二国間協定の拡大」を採らない理由

- 今次提案は、
 - ・ 日本人・外国人ともに、外国人医師・看護師の診療を自ら選んで受けることができる環境の整備
 - ・ 国を問わず、一定の能力を持った医師・看護師が活躍できる場を広げ、今後の増加が見込まれる外国人のより快適な暮らしの実現をめざすもの。
- 現状、二国間協定を締結するには、日本と同等の医療技術レベルにあることが求められるが、全ての国が高度な医療技術を有しているわけではなく、二国間協定の締結が円滑に進むとは限らない。
- また、対象国、勤務できる医療機関、診療対象等の制約のある二国間協定では今回の提案の目的を達成できないことから、新しい仕組みを提案するもの。

2. 海外の医師による遠隔診療の実施

3. 海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

【詳細説明資料】

2. 海外の医師による遠隔診療の実施

3. 海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

目的

- 国内に居ながらにして、海外の医療を受けることができる環境の整備
 - 在外の外国人医師による診療
 - 海外既承認（国内未承認）薬 の利用

現状

- 国内で行われるオンライン診療は、国内在住の医師によるもののみが想定されている。
- 医師が海外医薬品を処方するには、医師自身が必要に応じて個人輸入することが想定され、輸入の際には緊急性や国内に代替品の存在しないことを説明することが求められている。

対策

- 海外の医師によるオンライン診療を受けるためのルール整備
- 医師個人ではなく、医療機関として海外の医薬品を輸入する新しい仕組みづくり

現 状

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

○ 主な内容

- ・ 対面診療が求められる場合がある

①初診 ②患者の急病急変時 ③新しい疾患について処方を行うとき



患者が速やかにアクセスできる医療機関で、対面診療が行える体制が必要
そのために、患者の心身の状態に関する情報提供を定期的に行うこと等が必要

- ・ 医師は、医療機関に所属し、その所属を明らかにしなければならない。

「医薬品等輸入手続質疑応答集」

(R3.9.10厚労省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長 事務連絡)

Q47 医療従事者個人用として輸入確認申請の対象となるものは、

- ・ 治療上緊急性があり、国内に代替品が流通していない医薬品等を、自己の責任のもと、自己の患者の治療等に供することを目的とした場合になる。
- ・ 申請の際には、これについて具体的な内容を必要理由書に記載
- ・ 輸入した医師以外が使用する医薬品等をまとめて一人の医師が申請することはできない。

規制改革提案①

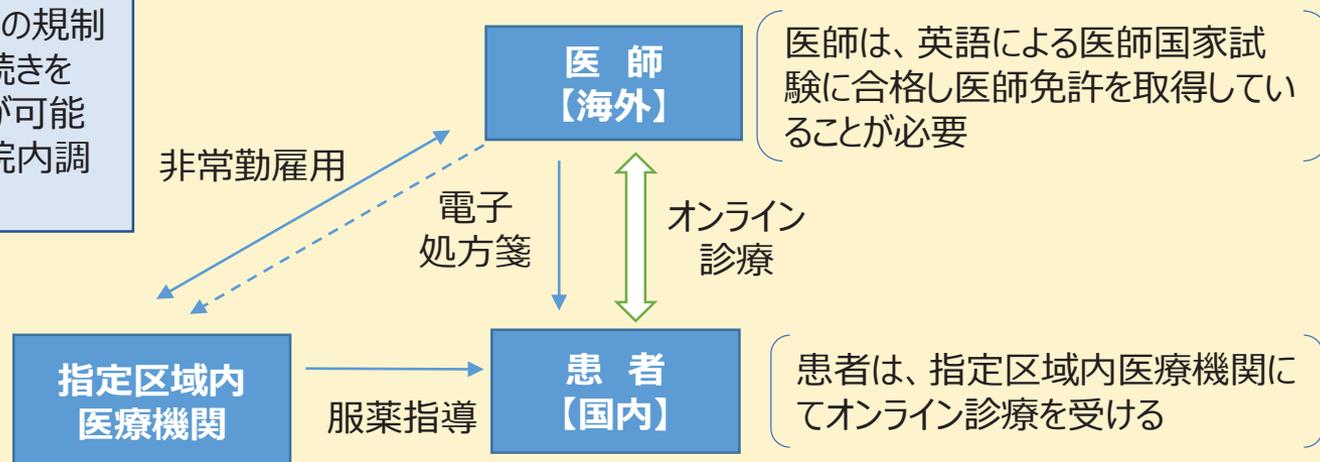
- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、
 - ・ 海外在住の医師による場合を指針の対象とする旨の明記
 - ・ 対面診療を要する場合のうち、「初診」と「新しい疾患について処方を行う場合」につき、代替措置を認める旨の明記
 - ・ 処方箋の送付につき、医師と国内の薬剤師との間でオンラインで共有することを基本とする旨の明記を提案する。

オンライン診療の全体図

処方に関して

- ・ 当該医療機関が、次ページの規制改革提案②により輸入手続きを行って海外医薬品の処方が可能
- ・ 服薬指導は、当該機関の院内調剤所にて対面で行う

※ 指定区域内医療機関は自由診療を行う。
(日本人患者についても同様)



規制改革提案②

- 「医薬品等輸入手続質疑応答集」について、
 - ・ 医療機関による輸入手続きを認める旨の明記
 - ・ 医療機関による輸入に関しては、緊急性及び代替品の不存在的要件は不要とする旨の明記を提案する

規制改革に必要な対策

- 指定区域内医療機関は、
 - ・ 英語による医師国家試験合格者の採用を行う
 - ・ 院内勤務医と海外勤務医の雇用管理を行う体制を整える
 - ・ 海外の医薬品輸入業務を行い、国内未承認薬の適切な管理を行う

効果

- 国際医療モデル都市の実現